



DELTA グループ ソフトウェア付ハードウェア商品販売規約

本ソフトウェア付ハードウェア商品販売規約（「本規約」）は、Delta Electronics, Inc.、その子会社又は関連会社（合わせて「DELTA」という。）へ発行された全ての予測又は注文書（「注文書」。以下で定義する。）並びに DELTA により提供される全てのハードウェア及びソフトウェアの引渡しに、排他的に適用されるものとする。本規約は、DELTA とその顧客及び顧客の関連会社（合わせて「顧客」という。）との間で締結されるソフトウェア付ハードウェア商品の販売に関する契約の一部となるものであり、各注文における全ての顧客の権利及び DELTA の義務と責任を反映するものである。本規約は顧客へ改めて通知することなく、随時 DELTA が更新することができる。本規約は、DELTA が顧客へ本製品を引渡す時に顧客の取引条件が本規約に反する可能性があるとしても、その他全ての取引条件に優先して適用される。顧客は、注文書又は確認書など事前に印刷された書式の使用は単なる便宜のためであり、これらに記載されている取引条件は、本規約に明示的に規定されている場合を除き、無効であり、効力を生じないことに同意する。顧客の履行、DELTA からの本製品の受領、又は本製品の代金の支払は、顧客による本規約の承認を構成する。

1. 定義

関連会社: 直接又は間接的に Delta Electronics, Inc. を支配している、又は Delta Electronics, Inc. に支配されている、又は Delta Electronics, Inc. とともに支配されているあらゆる会社又はその他のエンティティをいう。「支配」とは、50%超の発行済株式、又はその他の当該エンティティの取締役を選出するために投票する権利（又は、エンティティが会社ではない場合、これに対応する経営機関の構成員の選出の際に投票する権利を保有者に与える持分）を直接又は間接的に有することをいう。

瑕疵: (a)（通常使用下で、かつ DELTA の操作及びメンテナンスに関する指示に顧客が従っているということを中心として）材料又は製造技術に瑕疵があり、かつ(b)本製品が設計又は製造された際に依拠された仕様書に合致していない、あらゆる本製品をいう。通常使用による摩耗は瑕疵とみなされない。

本製品:

双方が取引する商品あるいは関連サービスであり、ソフト、ハードおよびファームウェアを含まれています。

注文書:

注文する商品の書類で、顧客様から発行され、DELTA が承諾する書類で、内容は商品の品名、単価、数量および関係情報です。

注文書は書面あるいは電子ファイルの形で、電子データ交換システムあるいはほかの形式による作られる資料です。

本ソフトウェア: プログラム、ファームウェア及び/又は開発ツールキット及びサードパーティ製ソフトウェア等、ハードウェアの記憶装置に記憶され、統合されたデータ、システム、デジタルメディア又はコンピュータの指示の集合体（実行可能コードの形態か、また人間が判読可能か機械が判読可能な object form かを問わない）をいう。これには DELTA により作成された及び/又は DELTA により提供される本製品に組み込まれたアップデート、一部修正、変更、アドオン、拡張、パッチ、調整又は設計データを含むがこれらに限らない。

サードパーティ製ソフトウェア: DELTA により提供される本製品に組み込まれた本ソフトウェアで、DELTA 以外のあらゆるエンティティ又は組織により開発されたものをいう。これには、オープンソース・ソフトウェアを含むがこれに限定されない。

2. 購買数量予測

2.1 顧客様が DELTA へ購買数量予測（Forecast）を発信する必要があります。記載される購買予測では製品製造、輸送需要時間（下記「導入期間」でいう）範囲内に顧客様に拘束力があり、購買承諾を構成されますので、顧客様が勝手に変更することができません（下記の「拘束力購買量予測」を言う。）。前述導入期間において、双方定義がない場合、12 週間を指します。

2.2 顧客様が拘束力がある購買予測に従わず、発注しない場合、DELTA へ賠償し、損害も与えないこととなります。賠償内容としては、残材あるいは材料（部品、長納期材料あるいはどんな形式の部品、材料）、製造中製品、半製品、製品在庫、輸送途中の製品、DELTA のメーカーへ

の責任も含まれます。賠償済みおよび賠償予定 DELTA にある残材、部品、製造中製品、半製品、製品在庫、輸送途中の製品も DELTA が指定する期限までに引き取る責任があり、引き取らない場合、DELTA が顧客様の費用を用いて、処分、在庫あるいは顧客様に輸送することも決められます。

3. 価格

- 3.1 DELTAの書面による別段の規定又は言及がある場合を除き、DELTAにより見積もられた全ての金額は、インコタームズ2020又はその最新版に基づく、DELTAの関連施設におけるEXWであり、また、本製品の販売に伴って生じる運送料、保険料、税金、通関手数料、関税及びその他の類似の関連費用を含まないものとする。政府の命令による行為が原因で、DELTAが本規約における義務を履行するコストが増加した場合、その増加分は見積価格に追加されるものとする。
- 3.2 注文書に記載された本製品の価格、量、質及び仕様は、DELTAの見積書に示されたものと一致しなければならず、又はDELTAがかかる注文書を拒否することを選択できる。引渡しの日までに、本規約でカバーされている本製品に関する輸入、税金及び負担に関する規則及び為替相場に変更があった場合、DELTAは、費用の増加を考慮して（これには、本製品の原価又は資材の輸送、労働又は間接費、その他手数料、税金もしくは課徴金の増加もしくは賦課を含むがこれらに限らない）、生じうる全ての追加費用を請求するものとする。
- 3.3 DELTAの事前の書面による同意なしに、顧客は本規約に基づくそのいかなる権利又は義務も第三者へ譲渡又は移転してはならない。
- 3.4 顧客の支払いが遅滞した場合、DELTAは、DELTAの取引をした事業者が所在する場所の現地の法令に従い、遅延した支払に対して利息を請求する権利を有する。
- 3.5 DELTAは、注文書の提出又は履行のために準備された図面又はスケッチの作成について費用を請求する権利を有する。当該図面又はスケッチはすべてDELTAの財産に属する。

4. 引渡し

- 4.1 引渡しの方法は、DELTAが顧客の注文書を承認した時の一般的なマーケットの条件に基づくものとする。
- 4.2 別段の書面による同意がある場合を除き、実際の引渡日は、注文書に記載された引渡予定日に近い日とすることができる。
- 4.3 本製品の受領により、引渡の遅延により生じる一切の請求の放棄となるものとする。
- 4.4 同一の注文書で注文された商品の一部の引渡しは、許容される。
- 4.5 顧客が本規約に違反した場合、DELTAはその選択により、責任を負うことなく、引渡しスケジュールを延期するか、又は顧客の注文書の全て又は一部を取り消すことができる。
- 4.6 DELTAの書面に別段の記載がある場合を除き、顧客は引渡しの際に本製品を検査する義務を負い、見つかった瑕疵について本製品を受領してから7暦日以内にDELTAへ通知しなければならない。顧客が所定期間内にDELTAへ通知しなかった場合、顧客はその本製品を承認したものと見なされる。本製品の検査及び承認に関するいかなる費用及び出費も、顧客が負担するものとする。
- 4.7 出荷準備完了についてDELTAより通知があった後、出荷又は供給が顧客の要求により延期され、又は顧客に起因する事由により遅延した場合、DELTAは保管費用を顧客に対して請求することができる。顧客はそれらの保管費用を、DELTAから通知を受領した日から30暦日以内にDELTAへ支払うことに同意する。
- 4.8 顧客が本規約に従い提供された本製品の引渡しを拒否した又は受け取らなかった場合、DELTAは提供した本製品について直ちに全額の支払を受ける権利を有する。DELTAは、顧客が引渡しを拒否した又は受け取らなかった本製品について顧客の危険負担で保管する権利を有する。また、顧客はその保管の結果派生した全てのコスト及びあらゆる追加費用並びに運送料を購入価格に加えて支払わなければならない。

5. 所有権と危険負担

(A) 危険負担:

- 5.1 両当事者による別段の書面の合意がある場合を除き、本製品の滅失又は毀損の危険負担は、DELTAにより特定されたインコタームズ2020の条件に従い顧客に移転するものとする。

- 5.2 DELTAにより特定されたインコタームズ2020の条件がない場合、出荷における損失の危険負担は、本製品が初めて商業運送業者へ出荷のため引き渡された時に、顧客に移転するものとする。
- 5.3 顧客は、全ての延滞料金、返却延滞料、あらゆる本製品に関する引渡のルート変更又はスケジュール変更に関して、DELTAへ支払をし、又は速やかに補償をしなければならない。DELTAは船荷証券の代わりに補償状又はその他書類を交付する権利を留保する。
- (B) 所有権留保:**
- 5.4 DELTA法人がEU域外で取引を引き受けた場合、所有権留保の履行は、DELTAの取引をした事業者が所在する場所の現地の法令に従う。
- 5.5 DELTA法人がEU域内で取引を引き受けた場合：
- 5.5.1 DELTAは、本製品の購入価格（利息及びコストを含む）が全額支払われるまで、顧客へ引き渡された全ての本製品について所有権を保持するものとする。
- 5.5.2 顧客は、正常で適切な商取引においてのみ、DELTAの所有権留保下にある本製品を販売することが許されるものとする。顧客は、DELTAの所有権留保下にある本製品を担保に出す、それらに動産抵当を設定する、又はかかる製品に対するDELTAの所有権を危険に陥れるその他の処分を行う権利を有さない。顧客は本製品の再販売により生じる債権を本規約によりDELTAへ譲渡し、DELTAは本規約によりかかる譲渡を受け入れる。顧客はDELTAの所有権留保下にある本製品を他の商品と又は他の商品と一緒に、加工又は改造又は結合又は混合させた後に販売する場合、この債権の譲渡は、DELTAと顧客との間で合意された価格にこの価格の10%を安全マージンとして追加したものに等しい額でのみ合意されるものとする。顧客は、自己の名義で、DELTAに譲渡された債権を受託者として回収する取消可能な権限を付与される。顧客がDELTAへの支払い等の重要な義務の履行をしなかった場合、DELTAはかかる権限及び製品を再販売する権利を撤回することができる。
- 5.5.3 顧客によるDELTAの所有権留保下にある本製品のいかなる加工又は改造も、常にDELTAのために行われるものとする。DELTAの所有権留保下にある本製品が他の物とともに加工された場合、DELTAは新しくできた物について、加工時の他の加工された物に対するDELTAの所有権留保下にある本製品の価値の割合に基づき共同所有権を取得するものとする。加工により作成された新しくできた物は、DELTAの所有権留保下にある本製品に適用されるものと同一の規定に従うものとする。
- 5.5.4 DELTAの所有権留保下にある本製品が他の物と結合又は混合された場合、DELTAは新しくできた物について、結合又は混合時の他の物に対するDELTAの所有権留保下にある本製品の価値の割合に基づき共同所有権を取得するものとする。顧客の物が主要物であると見なされる方法で物の結合又は加工が行われた場合、顧客は比率に応じた共同所有権をDELTAへ譲渡することに同意したものと見なされる。顧客は、DELTAのためにそのようにして発生した共同所有権を保有する。
- 5.5.5 顧客は、DELTAの所有権留保下にある本製品に関して、火災、窃盗、爆発及び水による損害に対する保険を維持することによって合理的な注意を払わなければならない、またDELTAの所有権留保下にある本製品が十分に区別され、識別できることを保証しなければならない。
- 5.5.6 第三者がDELTAの所有権留保下にある本製品に関して権利を有していると主張し、その権利を行使し、又はその本製品に何らかの負担を設定しようとしている場合、顧客はそれを知ってから24時間以内にDELTAへ通知しなければならない。この場合、DELTAは永久的に又は一時的に本製品を移動し、又は顧客から本製品を移動させ、本製品を回収し、及び/又はそれらを保管し、もしくは他の場所で保管する権利を有する。
- 5.5.7 顧客がDELTAへの支払い等の重要な義務を履行せず、かつDELTAが契約を解除した場合、DELTAは、その他のいかなる権利にも関わらず、DELTAの所有権留保下にある本製品を返却するよう要求でき、またそれらを顧客に対する満期の債権に充当するという目的とは別の方法に用いることができる。この場合、顧客はDELTA又はDELTAの代理人に対して直ちにDELTAの所有権留保下にある本製品へアクセスすることを許可し、かかる本製品を返却しなければならない。
- 5.5.8 運送及び保管の費用を含め、DELTAの上記権利行使に関する全ての費用は、顧客が負担する。

6. 終了又は変更

- 6.1 顧客は、DELTAの事前の書面による同意なしに、又はそのような行為から生じるいずれの損失もしくは損害もDELTAに補償する旨の条件なしに、契約の全部又は一部について、終了し、履行を一時停止し、出荷をリスケジュールもしくはキャンセルし、又は「保留」指示を出すことはできない。
- 6.2 顧客が本条を遵守しなかった場合の責任には、出荷された又は処分のため保留されている本製品の代金、履行されたサービス及び仕掛品の代金、発生したコスト、合理的に割り当てた一般管理費、並びにDELTAの逸失利益を含むがこれらに限らないものとする。
- 6.3 本製品は、顧客の要求及び負担により、盗難、破損、輸送中の損傷、火災及び水による損害、並びにその他付保可能なリスクに対して保険を付保するものとする。
- 6.4 DELTAは、顧客への通知なしにいつでも、本製品の形状、適合性又は機能に重要な点において悪影響を及ぼすことのない方法により本製品を変更することができる。顧客が、注文書の範囲の変更又は本製品に関することの変更（検査、テスト又は品質管理などの事項を含むがこれらに限らない）を要求したときはいつでも、DELTAは当該変更の影響を受ける項目に関連する注文書を取消し及び/又は本規約を終了し、又は変更を考慮して本製品の履行の時期及び/又は価格を合理的に変更することができる。

7. 支払条件

- 7.1 書面による別段の合意がある場合を除き、顧客はDELTAの見積書に記載された支払期限内に本製品代金を支払うものとする。支払は、（一部未出荷など）重要でない部分が欠けているが、本製品の使用を妨げない場合も行われるものとする。顧客の支払に関連する銀行手数料はいつでも顧客が負担するものとする。
- 7.2 各注文書に基づくそれぞれの本製品の出荷は、個別かつ独立した取引と見なされるものとし、また、これに応じて支払が行われるものとする。
- 7.3 顧客が期限までに支払わなかった場合、
 - 7.3.1 DELTAは、以下の措置をすることができる。
 - (1) 未払の額が全額支払われるまで同一の又は他の注文書の本製品の以降の出荷を一時停止又は保留すること、
 - (2) 以降の出荷に対して前払を要求すること、
 - (3) 契約又は出荷をキャンセルすること、
 - (4) 顧客に、顧客のために発行した又は発行するB/L(船荷証券)又はその他書類をDELTA又はその指定する者に返却することを要求すること、
 - (5) DELTAがその独自の裁量において適切と判断したその他の措置を講じること、又は
 - (6) 法令又は契約に規定された取りうる救済措置を追求すること。
 - 7.3.2 顧客は、DELTAの回収費用(弁護士費用及び支出を含む)をDELTAに補償するものとし、また一月あたり支払遅延総額の**1.3%**を支払うものとする。
- 7.4 DELTAは、顧客の支払能力に合理的疑いがあると考えられる場合、又は顧客にDELTAに対するいずれかの金額につき支払遅延があった場合、DELTAは、(他の救済手段が制限されることなく) DELTAに対して支払うべき金額全額を受領し、又は当該支払に対して十分な保証を受けるまで、履行を一時停止し、出荷を拒否し、又は運送中の本製品の運送を中断する権利を有する。
- 7.5 全ての顧客との取引における信用供与は、その時点におけるDELTAの信用管理方針及び運用に従ってDELTAの信用部門の事前承認を得る必要がある。DELTAは、理由を問わず、いつでも一方的に与信枠、又は支払条件を変更することができる。顧客は、DELTAが請求した金額及び出荷途中のものの金額の双方がDELTAによる顧客への与信枠に含まれることを確認する。顧客がこの与信枠を超過したときは、顧客は、7営業日以内に、未払額がその与信枠の範囲内になるに十分な額を支払うものとし、また、DELTAのインボイスについては引き続き期日までに支払うものとする。DELTAの書面による同意を得た場合を除き、顧客は、顧客のDELTAに対するいかなる支払についても、DELTAが顧客に対して負っている債務によって、相殺又は減額する権利を有しない。

8. 法令遵守及び輸出管理

- 8.1 顧客は、本製品を輸出及び輸入するための全てのライセンス及び許可を取得する責任を負う。また、顧客は、全ての適用法令及びその他の要件（ラベリング、安全性及び使用、危険物の取扱い及び廃棄、物品の輸入及び輸出を含むがこれらに限らない）、並びにその他の全ての適用法令を遵守するものとする。
- 8.2 顧客は、本規約に基づきDELTAが供給する本製品が輸出管理法令の対象となる可能性があること、及び適用される輸出規制によりDELTAが輸出を禁止される場合、DELTAは本規約に基づくいかなる義務も履行する義務を負わないことに同意する。顧客は、これら全ての輸出管理法令を遵守するものとし、また、輸出管理法令に反し、又はこれに違反する方法によって、本製品の販売、供給、輸出、再輸出、譲渡又は転用をしてはならない。本7.2条の一般性を制限することなく、顧客は以下に対していかなる本製品も直接又は間接に販売、供給、輸出、再輸出、譲渡又は転用しないことに同意する。
- (1) EU及び/又は米国政府による輸出禁止措置の対象となっている国若しくは地域、又はこのような国に所在する個人又は団体、
- (2) 米国政府の及び/又はEU政府の禁止及び制限対象者リストに記載された個人又は団体、又は
- (3) 核兵器、化学兵器若しくは生物兵器、又は弾道ミサイル、ロケット、若しくは無人航空機の拡散に関連する何らかの活動において直接又は間接的に使用するその他の個人又は団体。
- DELTAが顧客に本製品を供給するために必要な輸出管理法令に基づく輸出ライセンス、許可又はその他政府の承認が必要である範囲内において、適切な輸出ライセンス、許可又は政府の承認を得られなかった場合、DELTAは本規約に基づく義務を負わず、その履行を免れるものとする。
- 8.3 DELTAによる本製品の輸出の分類は、顧客の参考のためにすぎないものであり、当該本製品の輸出の分類の正確性に関するDELTAの表明保証と解釈してはならない。本条は本規約の終了後も存続するものとする。

9. 不可抗力

- 9.1 DELTAは、直接又は間接に、DELTAの合理的な支配を超えた出来事若しくは原因によって、又はいかなる形であるかを問わずこれらにより生じた、本規約の不履行若しくは履行遅延、又は顧客が被った損失若しくは損害について、一切責任を負わないものとする。これらには、事故、天災、政府当局の作為及び不作為、輸出規制、戦争、テロ、爆発、ストライキ又はその他の労働紛争、火災及び自然災害（洪水、地震、嵐、疫病及びパンデミックを含む。）、法改正、及びDELTAが通常の供給源から通常の価格での労働力、資材若しくはサービスの入手が遅延したこと（又は入手できなかったこと）、暴動、禁輸措置、燃料不足、電力不足、資材若しくは供給品の不足、一般運送業者の遅延若しくは又は不履行、輸送遅延、又は前記を制限することなく、前述と同様の性質であるかを問わず、またDELTAの合理的な支配を超えたその他の原因（複数ある場合を含む）を問わず、その他の原因を含むがこれらに限定されない。
- 9.2 以上に加え、DELTAは、前記のいずれかの事態が発生した場合、一切責任を負うことなく注文書若しくはその一部をキャンセルし、又は前記原因により実際に経過した期間と同じ期間につき引渡日を延長する権利を有するものとする。さらに、DELTAが何らかの原因により全ての未処理の注文書を満足させるのに十分な数量の製品を製造できない場合、DELTAはその顧客間において製品の数量を割り当てる権利及び単独の裁量権を有する。

10. 製品の不具合

- 10.1 書面に別途記載又は言及されていない限り、DELTAはDELTAの知る限りにおいて、DELTAが販売及び製造した本製品について、以下のことを保証する。
- (1) DELTAの仕様書に一致すること、及び
- (2) 保証期間（以下に定義する）中に瑕疵がないこと。
- 10.2 書面に別途記載又は言及されていない限り、第10.1条における保証は、顧客が製品を受領してから12か月間（「保証期間」）とする。
- 10.3 第10条において明示的に記載されている場合を除き、取引過程、履行過程、商習慣、情報の質、又はその他（商品性、満足いく品質、特定の目的への適合性、所有権、非干渉又は非侵害に関する黙示の保証、条件を含む）から生じる、口頭又は書面による、明示、黙示又は法定の全てのその他の表明、保証、条件は、適用法令において許容される最大限の範囲において、本規約により除外される。また、各当事者は本規約第9条に明確に規定されているもの

を除き、DELTA又はその他DELTAを代理する者による表明又は保証に依拠していないことに同意する。

- 10.4 第1条に定義された瑕疵のために本製品が仕様書に適合しない場合、DELTAの唯一の義務は、自らの選択により、影響を受けた本製品ユニットを速やかに修理し又は交換し、顧客に再引渡しすることに限られる。疑義を避けるため追記すると、DELTAは顧客のデータ又はそれに含まれるソフトウェアプログラムを回復する義務を負わない。
- 10.5 顧客は、本製品に関連して発生するいかなる請求についても合理的な詳細をDELTAに通知するものとする。
- 10.6 上記にかかわらず、次の場合、顧客はいかなる救済措置も受ける権利がないものとする。
 - (1) 本製品代金が全額支払われていない場合、
 - (2) 本製品の瑕疵が、顧客の指示に従った製造、包装若しくは引渡、又は顧客から提供された設計若しくは仕様書、又は顧客が関連する適切な情報をDELTAに開示しなかったことに起因する場合、
 - (3) 本製品の瑕疵が、DELTAの事前の書面による承認を得ていない顧客の変更、分解、修正又は修理に起因する場合、
 - (4) 原因が、本製品がDELTAの本製品に関する文書及び仕様書により明示的に指定されていないサードパーティーの製品若しくはソフトウェアを使用し、若しくはこれらに接続されたこと、又は本製品設計の意図された目的若しくは通常の使用方法以外の方法で操作されたことにある場合、又は
 - (5) 本製品に含まれるサードパーティー製ソフトウェアに瑕疵が存在する場合。
- 10.7 当該保証は、移転不可、譲渡不可であり、かつDELTAの直接の顧客に限り適用される。当該保証は、DELTAにより署名された書面によらない限り延長、変更又は修正することはできない。
- 10.8 本条に基づき顧客が行ういかなる保証請求も保証期間内に行われるものとする。
- 10.9 保証は、本製品の現在リリースされているバージョン及び/又はDELTAにより本製品への組み込まれた時点における、本製品に組み込まれた本ソフトウェアの最新バージョンにのみ適用するものとする。

11. 秘密情報

- 11.1 両当事者において締結した秘密保持契約に別段の定めがある場合を除き、顧客は過去及び将来におけるDELTAからの本製品の購入に関連して顧客が保有し又は知ることとなり、その開示状況により秘密又は専有として明示、特定、承認された全ての情報及び資料が秘密情報（「秘密情報」）であることを承諾する。
- 11.2 顧客は、全ての秘密情報の秘密を保持し、これを知る必要がある従業員に対してのみ秘密情報を開示し、また、その他の者に秘密情報を開示しないことに同意する。顧客は、DELTAの同意を得ることなくいかなるDELTAの秘密情報も使用しないこと、また適用法令において許容される最大限の範囲において、DELTAの秘密情報を変更、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、合成をせず、また、DELTAが開示した時点において意図された目的以外の目的のために、その他いかなる方法でも使用しないことに同意する。
- 11.3 顧客は、第11.2条に基づく秘密情報に関する義務が永久に存続することに同意する。

12. 補償

- 12.1 本製品がDELTAのみによって設計され及び製造されたものである場合において、引渡国の第三者の有効かつ執行可能な知的財産権が本製品により直接侵害されていると主張されたときは（「請求」）、DELTAは、顧客に対する請求から顧客を防御する。DELTAは、顧客が以下の場合に限り、管轄裁判所による最終判決、又は請求から生じた和解について、顧客へ補償する。
 - (1) かかる請求の受領後14暦日以内に速やかにDELTAに書面で当該請求を通知したこと、
 - (2) 防御又は和解について、完全かつ排他的コントロールをDELTAに与えることにより、請求への防御においてDELTAに協力したこと、かつ
 - (3) DELTAの事前の書面による同意を得ることなく、そのクライアント又は第三者といかなる和解又は譲歩もしないこと。
- 12.2 いずれかの本製品が、引渡国の第三者の有効かつ執行可能な知的財産権を直接侵害すると管轄裁判所が最終的に判断した場合、DELTAはその裁量により以下を行うことができる。

- (1) 顧客が本製品を引き続き使用するための権利を取得する、
- (2) 侵害しない製品と交換し又は侵害しないように本製品に改良する。

DELTAが、これら代替案が商業的に実現可能ではないと判断した場合、顧客は本製品を返品するものとし、DELTAは、顧客に対し、DELTAの取引をした事業者が所在する場所における一般的に受け入れられている会計原則及び財務規則に従って計算された本製品の残りの正味帳簿価額を顧客に返金するものとする。

- 12.3 上記にかかわらず、以下の場合、第三者が主張する知的財産権侵害により生じた全ての損失及び費用について、DELTAは、第三者の顧客に対するいずれの請求についても顧客を防御し又は免責する義務を負わない。

- (1) DELTAが、顧客、顧客を代理する第三者によって提供された設計、仕様、指示又は業界標準（たとえばIEEE、LTEなど）に従っている場合、
- (2) 本製品の改良が顧客若しくは第三者により、又は顧客の指示に基づきDELTAにより行われた場合、
- (3) 請求が、顧客による本製品とDELTA製品以外の製品、ソフトウェア又は取引過程との組み合わせ、使用から生じた場合、
- (4) 請求が、顧客が指定したハードウェア、ソフトウェア、コンポーネンツから生じた場合、
- (5) 請求がサードパーティ製ソフトウェアの使用から生じた場合。

前記(3)及び(4)の場合、顧客はDELTAに生じた一切の損害についてDELTAを防御し及び補償するものとする。

- 12.4 本条は、第三者の知的財産権侵害に関する請求に関する DELTA の全ての義務及び顧客の唯一の救済策を構成するものである。

13.責任の制限

- 13.1 一定の種類の損害の排除: 適用法令において最大限認められる範囲内において、いかなる場合であっても、DELTAは、本規約又はDELTAによって提供された本製品、本ソフトウェア又はサービスの使用又はパフォーマンスにより生じた（又はこれに関連する）、特別損害、偶発的損害、懲罰的損害、派生的損害について、一切責任を負わず（これには、逸失利益、データの消失、利用機会の喪失、ビジネス機会の喪失、又はその他の経済的な利益、又は信用の喪失を含むが、これらに限定されない）、また、代替品の調達費用又は本製品若しくは本ソフトウェアから生じた損害（これには、原子力施設の運営、航空機のナビゲーション又は通信システム、エアー・トラフィック・コントロール、医療、人命救助、ライフサポート、交通システム、軍事システム又はその他のあらゆる高度に重要なものへの使用により生じた損害を含むがこれに限定されない）について、一切責任を負わない（これら責任が、契約、保証、不法行為（過失によるものを含む）、製造物責任又はその他の根拠により生じたかを問わず、またそのような損害又は損失の可能性をDeltaが知らされていたか否かも問わない。）。疑義を避けるために付記すると、各当事者は、上記に記載されている種類の損害は、両当事者間の契約に適用される法令において直接損害であると判断されるか否かを問わず、特別損害、偶発的損害、懲罰的損害又は派生的損害として扱われることに明示的に同意する。各当事者は、これらの制限は、本規約に規定された制限的救済がその本質的な目的を達成できない場合でも存続し、適用されることに合意する。

- 13.2 責任の上限: 適用法令において最大限認められる範囲内において、全ての原因及び法的根拠に対する、本規約における DELTA の顧客に対する最大の責任は、DELTA がその責任を生じさせた特定の本製品について過去6か月間に顧客から実際に受領した金額に限定されるものとする。

- 13.3 取引の基礎: DELTA がここに規定された責任の制限（DELTA 及び顧客間のリスクを分担するものである）に依拠して価格を設定し、また契約を締結したこと、これらが両当事者間の取引の重要な前提になっていることについて、両当事者は明示的に承認し、合意するものとする。

14. 知的財産権の所有と使用

- 14.1 本規約の履行によって生成または開発された知的財産権、および修正、追加、二次的著作物、改良は、いつ、誰が作成または作成したかに関係なく、DELTA所有するものとします。お客様には、本製品の使用、再販、再販の申し出および輸出を行うため、前述の知的財産権に対する非独占的、取消可能、およびサブライセンス不可の許可が与えられます。双方は、本規

約に明示的に規定されている場合を除き、顧客が如何なる許可が取得していないことです。

- 14.2 本製品にサードパーティ製ソフトウェアが組み込まれ、かつサードパーティのライセンスが必要となる場合がある。このようなサードパーティ製ソフトウェアは、「現状のまま」提供され、また、サードパーティのライセンスが優先しない範囲内において、本規約に従うものとする。DELTAは、このようなサードパーティ製ソフトウェアに対して、いかなる保証も提供しない。さらに、顧客は、本製品に組み込まれたサードパーティ製ソフトウェアを使用することを意図する場合、当該サードパーティ製ソフトウェアを使用するためのライセンスを取得する義務を負う。
- 14.3 本製品にDELTAが所有する本ソフトウェア（即ち、サードパーティ製ソフトウェアを除く）が含まれる場合、DELTAは、顧客に対し、本製品が受領された地域において、本ソフトウェア及び関連文書を、本規約で定める目的のために本製品を使用するために必要な方法で、本製品の固有の部分として本製品とともに使用することについて、非独占的かつサブライセンス不可のライセンスを付与するものとする。
- 14.4 本製品にDELTAが所有する本ソフトウェア（即ち、サードパーティ製ソフトウェアを除く）が含まれている場合、本ソフトウェアは本製品と一体をなすものであり、一体をなすものとしてのみ顧客に提供される。本ソフトウェアは、本製品から切り離して第三者に譲渡することはできない。従って、各本製品が第三者に販売又はその他の方法で提供され、当該第三者への譲渡後、顧客が譲渡された本製品および本ソフトウェアを使用することができなくなり、及び/又は使用しない場合に限り、顧客は、本ソフトウェアを使用するために第14.2条で付与されたライセンスを本製品と共に第三者に譲渡する権利を有する。
- 14.5 顧客は、本ソフトウェア及び関連文書を機密情報として扱い、本ソフトウェア及び関連文書をコピー、複製、サブライセンス、又はその他の方法で第三者に開示しないことに同意する。
- 14.6 顧客は、DELTAが事前に同意した場合を除き、本ソフトウェア又は関連文書を逆アセンブル、逆コンパイル、リバース エンジニアリング、派生物の作成、もしくは翻訳、カスタマイズ、ローカライズ、修正、コピー、追加、もしくは何らかの方法での変更、レンタル、リース、貸し出しもしくは貸付をしないこと、又は受領した本製品又は情報に基づいて、自己もしくは他者もしくはその関連会社が同一の製品を設計及び/又は製造できるようにするためのいかなる試みも行わないことに同意するものとする。
- 14.7 DELTAは、顧客が本規約のいずれかの条項に従わなかった場合、DELTAのその他の権利又は救済手段が制限されることなく、本ソフトウェアのライセンスを終了することができるものとする。終了した場合、顧客は、DELTAから顧客に提供されたライセンス、本ソフトウェア、その他のマテリアル及びドキュメントのすべて（コピーを含む）をDELTAに返却するか、又はDELTAの指示により、本ソフトウェアの全て（コピーを含む）を破棄し、それ以上使用しないものとする。この場合、顧客はDELTAに対し、当該破棄の履行を確認する書面による証明書を提出するものとする。
- 14.8 いかなる目的であれ、顧客がDeltaにソフトウェアを提供する場合、顧客は、以下のことを行うものとする。
- (1) DELTAのソフトウェアに関する指示又はガイドラインに従うこと、
 - (2) 当該ソフトウェアの引き渡し前に、ソフトウェアの一部にオープンソースソフトウェア（OSS）が含まれている場合は、Deltaに書面で通知する。OSSに関する通知には次のものが含まれる、
 - (a) それが含まれるソフトウェアの部分、
 - (b) 名称とバージョン、
 - (c) ライセンスの種類とバージョン、
 - (d) 顧客が行った変更、
 - (e) 原版及び修正版（適用される場合）をダウンロードする場所、及び、
 - (f) 関連するライセンス条項。これには、制限及び支払要件を含む。顧客は、当該OSSに必要なライセンス及び権利、並びに当該OSSに起因する責任について単独で責任を負うものとする。

15. 準拠法と裁判管轄

- 15.1 本規約は、準拠法選択に関するルールにかかわらず、中華民国台湾の法律に準拠し、これに従って解釈され、執行されるものとする。1980年の国際物品売買契約に関する国連条約は、本規約には適用されない。



- 15.2 本規約またはDELTAが提供する製品の販売に関連する紛争または告発は、請求権根拠が契約、不法行為、またはその他の理由に基づくかどうかにかかわらず、DELTA取引主体所在地を管轄する裁判所にのみ提起することができます。